

個人情報保護委員会「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について  
（個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）」に関する

### NFI の理解と今後への提言

2025 年 2 月 19 日

一般社団法人 次世代基盤政策研究所

## 提言

2025 年 2 月 5 日（水）に個人情報保護委員会が公表した「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について（個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）」について、NFI は「個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方」の考え方が示されたことを歓迎する。NFI はこの考え方を支持した上で、以下の内容について提言する。

1. 一般法としての個人情報保護法の議論において、特定の個人との対応関係が排斥された利用について、同意以外の法的根拠が整理されること
2. 特定の個人との対応関係が排斥された利用であることを担保するための適切なガバ

ナンスのあり方が同時に示されること

3. 適切なガバナンスは個人、事業者の双方にとって分かり易いものであり、法令により明確であること

## 背景

NFI ではこれまで、次世代の基盤となるような政策の検討と提言を行ってきた。また、諸外国における当該分野の検討状況の分析も行ってきた。

規制改革実施計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）では、「医療データ利活用法制等の整備」が盛り込まれた。この中では、厚生労働省に「医療等データに関する特別法の制定を含め、所要の制度・運用の整備及び情報連携基盤の構築等を検討する」と、個人情報保護委員会に「個人情報保護法の制度・運用の見直しの必要性を含めて、所要の検討を行う」こと、が明記された。以降、特別法と一般法として機能する個人情報保護法の両面での検討が進められている。

現在、デジタル行財政改革会議下に、データ利活用による社会課題の解決が重要な課題となる中、医療、金融、産業等の分野におけるデータ利活用に係る制度及びシステムの整備について包括的な検討を行うため、データ利活用制度・システム検討会が開催されている。第 1 回検討会の事務局資料では「EU と日本のデジタル関係の法制度の整備」として General Data Protection Regulation（以下、GDPR）と個人情報保護法が比較されていることに加えて、データ利活用の法的検討として、European Health Data Space（以下、EHDS）が引き合いに出されている。EHDS に対して日本は一部の対応に留まるとされている。このような中で各所において「日本版 EHDS」

の必要性が訴えられている。

European Health Data Space（以下、EHDS）は欧州において多数の組織や企業の間で様々なデータの共有を実現し、医療や健康管理といったヘルスケアの目的のためにデータを積極的に活用していこうとする取り組みである。EHDSの出発点は、新型コロナウイルス禍でデータを活用できなかったという反省に基づく。欧州委員会はGDPRの下でどのようなデータ活用ができるのか検討した結果、最も優先すべき選択肢としてEHDSの制定を選択した。

日本とEUの間では、それぞれのデータ保護の仕組みを相互認証している。EUはGDPRにおいて、日本の個人データの保護水準が十分であるとする「充分性認定」を決定し、日本の個人情報保護委員会は日本と同等の個人情報の保護制度がある地域としてEUを指定している。つまり日本とEUの間では、個人データの越境移転のベースとなるような仕組みがある。

今回、個人情報保護委員会が示した考え方はこのような大きな流れに沿うものであり、積極的なデータ利活用のための道を開こうとするものであると評価できる。特定の個人との対応関係が排斥された利用について、GDPRで示されている考え方との調和はかられた上で、EUでも示されていない、より具体的な考え方が示されることは、一歩進んだものであると捉えることもできる。

利活用への道が示された一方で、もう一面の保護についても EU と平仄を併せることの必要性についても認識する。EU が EHDS をはじめとしたデータスペース構想において様々なデータを EU 全域で共有するという思い切った政策を打ち出せる背景には、必要なデータ保護の手当がなされていることがある。データ保護の仕組みをつうじた適正なデータに関するガバナンスのあり方なしに、市民（本人）と事業者の間の信頼関係を構築することはできない。信頼関係構築においては、データ保護当局の存在も欠かせない。

特に、ヘルスデータのような機微なデータを利用するにあたっては、市民との信頼関係構築は不可欠である。市民が安心してデータを提供できるようにするためにも、必要なガバナンスのあり方を明確にする必要がある。個人情報保護委員会が効果的な執行を行えることで、市民は社会的な信頼に基づいてデータを提供することができる。一方で、規制の適用を受ける事業者側にとっても、何に対してどのような執行が行われるのか、予見できる必要がある。市民、事業者の両者にとって明確なガバナンスが必要である。

以上